

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

守谷市では、平成17年3月に男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、「守谷市男女共同参画推進計画（基本計画と前期実施計画）」を策定し、子育て支援事業や高齢者福祉事業などを含む関連事業を推進するとともに、男女共同参画推進条例の制定、都市宣言の実施などに積極的に取り組んでまいりました。また、『協働のまちづくりの推進』の一環として、市民活動を支援し、男女共同参画推進事業に市民企画を採用するなど、市民の知恵と力を活用する取り組みを展開してまいりました。

計画策定から5年が経過し、この間、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。※）や男女雇用機会均等法をはじめとする関連法令の改正などが行われ、「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）に基づき、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

また、少子・高齢化の進行、経済情勢・雇用情勢の変化など、人々を取り巻く環境も大きく変化しています。

これら社会情勢の変化を勘案し、これまでの前期実施計画での取り組みを踏まえ、このたび、平成22年度から平成26年度までの施策の取り組みを掲げた後期実施計画を策定しました。

※ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

2. 計画の策定方法

この計画策定にあたっては、庁内各課の職員で構成する『守谷市男女共同参画推進会議検討会』から前期実施計画における取り組み状況及び今後の課題等に関するヒアリングを行い、具体的事業を設定しました。

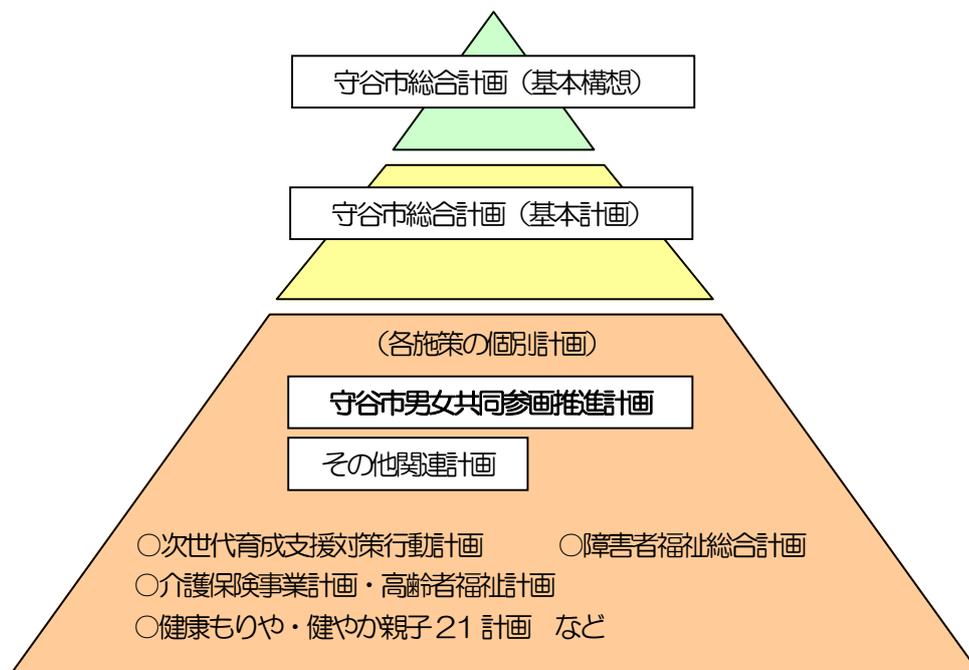
また、市民・事業者主体の『守谷市男女共同参画推進条例検討会』からの意見を聴取し、「市民・事業者の皆さんの取組」を設定しました。

最終的には『守谷市男女共同参画推進委員会』での審議を経て、パブリックコメントを実施し、意見の集約を行いました。

3. 計画の位置付け

この計画は、「守谷市男女共同参画推進計画（後期実施計画）」と称し、「守谷市男女共同参画推進条例」第8条に規定される基本計画とします。

この計画策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画」などを踏まえるとともに、「守谷市総合計画 後期基本計画」をはじめとする各分野の計画との整合性を図ります。



4. 計画の期間

「守谷市男女共同参画推進計画」の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、この後期実施計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

| H17 2005 年度 | H18 2006 年度 | H19 2007 年度 | H20 2008 年度 | H21 2009 年度 | H22 2010 年度 | H23 2011 年度 | H24 2012 年度 | H25 2013 年度 | H26 2014 年度 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 基本計画 | | | | | | | | | |
| 前期実施計画 | | | | | 後期実施計画 | | | | |

5. 前期実施計画の進捗状況

前期実施計画の進捗状況（平成20年度末）は次のとおりです。

*** 目標（基本目標）に対する達成度 ***

1=かなり進んでいる（80%）

2=ある程度は進んでいる（60～70%）

3=どちらとも判断できない（40～50%・法定受託事務など）

4=あまり進んでいない（10～30%）

5=まったく進んでいない（実施していない）

| 計画内容 | 進捗状況・評価 | | | | | 事業数計 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 基本目標1 ● 男女の人権の尊重と男女平等意識の確立 | 13 | 15 | 15 | 1 | — | 44 |
| 主要課題1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | 5 | 7 | 5 | 1 | — | 18 |
| 主要課題2 男女共同参画の理解の促進と意識の改革 | 6 | 1 | 3 | — | — | 10 |
| 主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 | 1 | 6 | 4 | — | — | 11 |
| 主要課題4 メディアにおける人権の尊重 | 1 | 1 | 3 | — | — | 5 |
| 基本目標2 ● あらゆる分野への男女共同参画の推進 | 18 | 13 | 8 | 3 | 1 | 43 |
| 主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画促進 | 2 | 4 | 3 | 2 | 1 | 12 |
| 主要課題2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進 | 10 | 8 | 3 | 1 | — | 22 |
| 主要課題3 国際社会への参画 | 6 | 1 | 2 | — | — | 9 |
| 基本目標3 ● 雇用の場における男女平等の推進 | 13 | 12 | 2 | 4 | — | 31 |
| 主要課題1 雇用の場における男女平等の推進 | 3 | 2 | — | 1 | — | 6 |
| 主要課題2 職場生活と家庭生活の両立支援 | 8 | 5 | 1 | 3 | — | 17 |
| 主要課題3 多様な働き方への支援 | 2 | 5 | 1 | — | — | 8 |
| 基本目標4 ● 健康で安心して暮らせる生活環境の整備 | 39 | 27 | 11 | 1 | — | 78 |
| 主要課題1 子どもが健やかに育つ環境整備 | 18 | 7 | 2 | — | — | 27 |
| 主要課題2 一生涯の健康づくり | 1 | 8 | 8 | — | — | 17 |
| 主要課題3 高齢者、障害者等に対する自立支援 | 20 | 12 | 1 | 1 | — | 34 |
| 市職員を対象とした事業 | 1 | — | 2 | 3 | 1 | 7 |
| 合計 ※全178事業（+再掲25事業） | 84 | 67 | 38 | 12 | 2 | 203 |

前期実施計画の重点課題6項目の取り組み状況に関しては、次のとおりです。

| 重点課題 | 実施状況 |
|--------------------------|--------------------------|
| ①拠点機能のあり方の検討・整備 | 既存の公民館，市民活動支援センターでの活動を支援 |
| ②推進条例制定・都市宣言実施 | 平成21年3月 都市宣言，同年4月 条例施行 |
| ③庁内組織の強化，担当部署の設置 | 各課に男女共同参画推進会議検討会委員を設置 |
| ④相談窓口の整備 | 引き続き検討している |
| ⑤推進委員会による，市の取組に対する定期的な評価 | 計画上の事業に関する実施状況の年次報告により評価 |
| ⑥多様な学習機会と情報の提供 | セミナー等の実施，広報記事，HPにより情報提供 |

6. 前期実施計画における関連する主な指標の達成状況（平成20年度末）

| 基本 目標 | 指標項目 | 現況値 (平成16年度) | 目標値 (平成21年度) | 平成20年度 | |
|----------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|--------|-----|
| 1 | 小学校へのパソコン設置台数（1校あたり） | 20台 | 40台 | 20台 | |
| 2 | 市職員における女性管理職の占める割合 （課長以上） | 14.3% | 25% (注1) | 8.8% | |
| | 女性委員の占める割合が30%を超えている市の 審議会等の割合 | 51.7% | 100% | 44.8% | |
| | もりやいきいきリーダーバンクの登録をしてい る市民 | 58人 | 100人 | 65人 | |
| 3 | TMO (注2) 設置数 | 0箇所 | 1箇所 | 0箇所 | |
| | 認定農業者数 | 34人 | 37人 | 34人 | |
| | 農業経営法人化数 | 2法人 | 5法人 | 2法人 | |
| | 女性農業士数 | 2人 | 3人 | 2人 | |
| | 家族経営協定締結農家数 | 0 | 2 | 5 | |
| 4 | 民間保育施設数 | 2箇所 | 4箇所 | 4箇所 | |
| | 乳幼児保育室実施数 | 2箇所 | 0箇所 | 3箇所 | |
| | 幼稚園預かり保育実施数 | 1箇所 | 0箇所 | 6箇所 | |
| | 保育所への入所を待つ児童数 | 113人 | 0人 | 75人 | |
| | 地域子育て支援センター設置数 | 3箇所 | 5箇所 | 3箇所 | |
| | ファミリー・サポートセンター登録者数 | 362人 | 800人 | 799人 | |
| | 在宅介護支援センター設置数 | 3箇所 | 4箇所 | 4箇所 | |
| | 介護老人福祉施設数 | 1箇所 | 2箇所 | 2箇所 | |
| | デイサービス事業数 | 障害児 | 1箇所 | 2箇所 | 1箇所 |
| | | 知的 | 1箇所 | 2箇所 | 1箇所 |
| | | 身体 | 2箇所 | 3箇所 | 1箇所 |
| | 子ども療育教室設置数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | |
| | グループホームの設置数 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | |
| スクールカウンセラーの中学校への配置人数 | 4人 (注4) | 4人 | 4人 | | |

(注1) 全国市部の状況と比較し、計画策定時に設定した目標値。

*守谷市役所においては、人事評価制度導入により、昇任等について男女とも均等な機会を与えられている。

(注2) TMO：タウンマネジメント機関。中心市街地活性化法に基づき、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画、調整、実施する機関。

(注3) 計画策定当時は、幼稚園での時間外保育、乳幼児保育室での保育の実施を行わず、保育所入所待機児童の解消と合わせて保育施設を増設する方法で対応することを目指していたため0箇所とした。

(注4) 実人数は2人だが、2校ずつ対応する配置となっているため4人とした。

7. 今後の課題

前期実施計画の進捗状況及び重点課題の取り組み状況等を踏まえて、今後さらなる推進が必要となる取り組みは次のとおりです。

- 「男女共同参画」に関する理解と意識高揚の促進
- 市民による男女共同参画推進のための活動拠点の整備
- 男女間における暴力に関する相談窓口の設置
- 審議会等への女性委員登用の推進